

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021 年 7 月 30 日

【発行者の名称】

イヴレス株式会社
(IVRESSE CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 CEO 山川 景子

【本店の所在の場所】

東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー

【電話番号】

(03)5579-9490 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 CFO 兼 管理本部長 中川 徹郎

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役 永堀 真

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

イヴレス株式会社

<https://ivresse.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金

融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期中間期	第29期	第30期
会計期間	自2020年11月1日 至2021年4月30日	自2018年11月1日 至2019年10月31日	自2019年11月1日 至2020年10月31日
売上高 (千円)	481,776	966,557	1,036,538
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△692	2,356	43,637
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損 失 (△) (千円)	△2,445	△3,609	2,930
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△2,445	△3,609	2,930
純資産額 (千円)	77,200	76,715	79,645
総資産額 (千円)	267,388	220,973	278,265
1株当たり純資産額 (円)	133.10	132.27	137.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△4.22	△6.42	5.05
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.9	34.7	28.6
自己資本利益率 (%)	—	—	3.7
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△49,800	△31,915	17,582
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,404	△594	△10,862
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,000	69,511	40,000
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	74,810	54,295	101,015
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	35 (9)	25 (5)	31 (9)

(注)

1. 第29期及び第30期は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、第29期及び第30期の中間連結経営指標等については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 第29期及び第31期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、1株当たり中間（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第29期及び第31期中間期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間（当期）純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第30期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）の連結財務諸表について東陽監査法人の監査を受けておりますが、第29期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第31期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、東陽監査法人の中間監査を受けております。
9. 2021年3月5日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり中間（当期）純損失（△）を算定しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ホテル客室備品事業	10(1)
ホテル開業支援事業	2(1)
ホテル受託運営事業	18(6)
全社(共通)	5(1)
合計	35(9)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理本部等に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2021年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17(3)	36.2	3.6	3,930

セグメントの名称	従業員数(人)
ホテル客室備品事業	10(1)
ホテル開業支援事業	2(1)
全社(共通)	5(1)
合計	17(3)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理本部等に所属しているものであります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2020年11月1日から2021年4月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種感染防止策が講じられ、国内経済活動に持ち直しをもたらす動きもあった一方、感染拡大を受け年初及び4月下旬に緊急事態宣言が発出されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するホテル関連業界においては、企業の従業員出張の自粛方針や個人の国内旅行自粛傾向が継続していると考えられ、宿泊施設全体の需要が引き続き大きく減少しております。

このような経営環境のもと、当社は、引き続きオリジナルデザインのホテル備品、ホテルアメニティの企画・開発に注力し、既存顧客への付加価値の高い継続的な販売を推進して参りました。また、ホテル新規開業案件、リニューアル案件及びその他開業案件等を多数受注するなど、販路拡大に努めて参りました。さらに、この長年のホテル客室備品事業に関する納品実績を糧とし、ホテル開業支援事業でもこの環境下に、新規開業案件を受注致しました。子会社で行うホテル受託運営事業に関しては、熱海、伊豆、沖縄で当社が運営する3施設ともにリゾート地のスモール・ラグジュアリーをコンセプトとしており、各施設で旅行需要の回復による稼働率上昇傾向を見せ始めております。

以上の結果、当中間連結会計期間における当社グループの経営成績は、売上高 481,776 千円、営業損失 3,757 千円、経常損失 692 千円、親会社株主に帰属する中間純損失 2,445 千円となりました。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

セグメントごとの業績は次の通りであります。

(ホテル客室備品事業)

当事業においては、新型コロナウイルス影響下におけるホテル稼働率低下を受けて消耗品及びアメニティの販売が減少する一方、開業等案件の受注があり、結果、外部顧客に対する売上高は 278,994 千円となりました。

(ホテル開業支援事業)

当事業においては、複数の PA 業務案件があり、外部顧客に対する売上高は 9,632 千円となりました。

(ホテル受託運営事業)

当事業においては、新型コロナウイルス影響下において運営3施設体制を継続し、外部顧客に対する売上高は 193,149 千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 74,810 千円（前連結会計年度比 26,205 千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は 49,800 千円となりました。これは主にその他の流動負債の減少額 28,085 千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は 1,404 千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 579 千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は 25,000 千円となりました。短期借入金の返済による支出 23,000 千円があった一方、短期借入れによる収入 48,000 千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておらず、また、受注から売上計上までの期間も比較的短期であることから、記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
ホテル客室備品事業	278,994	—
ホテル開業支援事業	9,632	—
ホテル受託運営事業	193,149	—
合計	481,776	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合を示すと、次の通りです。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社JTB商事	83,826	17.4
株式会社スーパーホテル	79,448	16.5

(注) 売上高は、同一の企業集団（同社のフランチャイズ店含む）に属する顧客への売上高を集約して記載しております。

3 【対処すべき課題】

2021 年 6 月 25 日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

2021 年 6 月 25 日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、本中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある

新たな事業等のリスクの発生はありません。また、2021年6月25日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年11月27日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普

通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議

を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資

産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第31期中間連結会計期間末（2021年4月30日）

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は223,599千円で、前連結会計年度末に比べ10,038千円減少しております。売掛金の増加7,994千円及び流動資産その他の増加6,831千円があった一方、現金及び預金の減少26,205千円があったことが主な減少要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は43,743千円で、前連結会計年度末に比べ826千円減少しております。繰延税金資産の減少1,296千円が主な減少要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は150,187千円で、前連結会計年度末に比べ8,431千円減少しております。買掛金の増加15,336千円及び短期借入金の増加25,000千円があった一方、未払金の減少25,176千円、未払法人税等の減少9,333千円及び未払消費税等の減少14,371千円があったことが主な減少要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は40,000千円で、前連結会計年度末から増減はありません。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は77,200千円で、前連結会計年度末に比べ2,445千円減少しております。当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純損失の計上2,445千円が減少要因であります。

(3) 経営成績の分析

当中間連結会計期間における経営成績については、「1 業績等の概要（1）業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

(1) 発行者

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物 附属設備	工具、器具 及び備品	車両運搬具	合計	
大阪事業所 (大阪府大阪市 中央区)	全社 (共通)	本社機能 及び事業 本部	3,802	194	—	3,997	13 (3)
東京本店 (東京都港区)	全社 (共通)	東京本店	—	—	—	—	4 (一)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の () は、臨時従業員数を外書きにしております。
 4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、特にありません。

(2) 子会社

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物	建物 附属設備	工具、器具 及び備品	車両運搬具	合計	
UMITO Voyage Atami (静岡県熱海市)	ホテル受託 運営事業	受託運営 施設	3,157	187	169	—	3,515	5 (4)
UMITO the Salon IZU (静岡県伊東市)	ホテル受託 運営事業	受託運営 施設	—	—	—	—	—	5 (1)
UMITO Plage the Atta Okinawa (沖縄県国頭郡)	ホテル受託 運営事業	受託運営 施設	—	—	879	563	1,443	8 (1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の () は、臨時従業員数を外書きにしております。
 4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、特にありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2021年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2021年7月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,320,000	1,740,000	580,000	580,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,320,000	1,740,000	580,000	580,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年3月5日 (注)	578,840	580,000	—	85,000	—	30,000

(注) 2021年2月17日開催の取締役会決議により、2021年3月5日付で普通株式1株を500株に分割しております。

これにより発行済株式総数は578,840株増加し、580,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2021年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数に 対する所有株 式数の割合 (%)
アヴィ株式会社	大阪府大阪市中央区大手通一丁目3 番7号ベルヴォア602	415,000	71.55
山川景子	大阪府大阪市中央区	110,000	18.97
浮舟邦彦	奈良県生駒市	30,000	5.17
山川徳久	大阪府大阪市中央区	20,000	3.45
松田梨絵	大阪府藤井寺市	5,000	0.86
計	—	580,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 580,000	5,800	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	580,000	—	—
総株主の議決権	—	5,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2021年4月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、2021年7月28日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3【役員の状況】

2021 年 6 月 25 日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間(2019年11月1日から2020年4月30日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2020年11月1日から2021年4月30日まで)の中間連結財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	101,015	74,810
売掛金	93,493	101,487
商品	33,895	34,253
その他	6,216	13,048
貸倒引当金	△982	—
流動資産合計	233,638	223,599
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,228	3,157
建物附属設備（純額）	4,253	3,990
工具、器具及び備品（純額）	1,456	1,244
車両運搬具（純額）	277	563
土地	713	713
有形固定資産合計	※ 9,930	※ 9,670
無形固定資産		
電話加入権	239	239
無形固定資産合計	239	239
投資その他の資産		
敷金及び差入保証金	20,213	20,410
役員保険積立金	12,702	13,330
繰延税金資産	1,296	—
その他	187	92
投資その他の資産合計	34,399	33,833
固定資産合計	44,570	43,743
繰延資産		
創立費	56	45
繰延資産合計	56	45
資産合計	278,265	267,388

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (2021年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,916	40,252
短期借入金	52,000	77,000
未払金	34,201	9,024
未払費用	14,120	11,441
未払法人税等	9,979	646
未払消費税等	17,499	3,127
前受金	1,347	7,400
賞与引当金	2,983	—
その他	1,571	1,293
流動負債合計	158,619	150,187
固定負債		
長期借入金	40,000	40,000
固定負債合計	40,000	40,000
負債合計	198,619	190,187
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,000	85,000
資本剰余金	30,000	30,000
利益剰余金	△35,354	△37,799
株主資本合計	79,645	77,200
純資産合計	79,645	77,200
負債純資産合計	278,265	267,388

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月 1 日 至 2021年 4 月30日)
売上高	481,776
売上原価	222,650
売上総利益	259,125
販売費及び一般管理費	※ 262,883
営業損失 (△)	△3,757
営業外収益	
補助金収入	2,013
雑収入	1,516
営業外収益合計	3,530
営業外費用	
支払利息	465
営業外費用合計	465
経常損失 (△)	△692
税金等調整前中間純損失 (△)	△692
法人税、住民税及び事業税	456
法人税等調整額	1,296
法人税等合計	1,752
中間純損失 (△)	△2,445
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△2,445

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2020年11月 1 日 至 2021年 4 月30 日)	
中間純損失(△)	△2, 445
中間包括利益 (内訳)	△2, 445
親会社株主に係る中間包括利益	△2, 445
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間 (自 2020 年 11 月 1 日 至 2021 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	
当期首残高	85, 000	30, 000	△35, 354	79, 645	79, 645
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失 (△)	—	—	△2, 445	△2, 445	△2, 445
当中間期変動額合計	—	—	△2, 445	△2, 445	△2, 445
当中間期末残高	85, 000	30, 000	△37, 799	77, 200	77, 200

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△692
減価償却費	946
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△982
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,983
支払利息	465
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,994
前受金の増減額 (△は減少)	6,053
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△357
仕入債務の増減額 (△は減少)	15,336
前渡金の増減額 (△は増加)	△3,907
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△2,880
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△28,085
その他	△14,371
小計	△39,452
利息の支払額	△558
法人税等の支払額	△9,789
営業活動によるキャッシュ・フロー	△49,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△579
その他	△825
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,404
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	48,000
短期借入金の返済による支出	△23,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,000
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)	△26,205
現金及び現金同等物の期首残高	101,015
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 74,810

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

イヴレスホスピタリティ合同会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるために、賞与支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から 3 ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大については不透明であり、かつ経済活動への影響を予想することが極めて困難な状況にあります。当社グループの事業におきましても新型コロナウイルス感染症の影響が当面は継続すると考え会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点で当社グループが入手する独自情報に基づいたものであるため、不確実性が

あり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や経済環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りに影響を及ぼし、当社グループの財政状態及び経営成績にも更なる影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (2021年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	6,965千円	7,395千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
給料手当	68,703千円
地代家賃	41,974
支払手数料	37,572

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	1,160	578,840	—	580,000
合計	1,160	578,840	—	580,000

(注) 普通株式の発行済株式の増加理由は、2021年3月5日付で普通株式1株を500株に分割したことによるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
現金及び預金勘定	74,810千円
現金及び現金同等物	74,810

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、その殆どが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続に従い、債権回収の状況につき定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、長期借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2 参照）

前連結会計年度（2020年10月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	101,015	101,015	—
(2) 売掛金	93,493	93,493	—
資産計	194,508	194,508	—
(1) 買掛金	24,916	24,916	—
(2) 短期借入金	52,000	52,000	—
(3) 未払金	34,201	34,201	—
(4) 長期借入金	40,000	38,973	△1,027
負債計	151,117	150,090	△1,027

当中間連結会計期間（2021 年 4 月 30 日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	74,810	74,810	—
(2) 売掛金	101,487	101,487	—
資産計	176,297	176,297	—
(1) 買掛金	40,252	40,252	—
(2) 短期借入金	77,000	77,000	—
(3) 未払金	9,024	9,024	—
(4) 長期借入金	40,000	39,228	△772
負債計	166,277	165,505	△772

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握すること極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020 年 10 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2021 年 4 月 30 日)
敷金及び差入保証金	20,213	20,410

上記の敷金及び差入保証金については、市場価格がなく、また入居から退去までの預託期間を算定することは困難であるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2020 年 10 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	101,015	—	—	—
売掛金	93,493	—	—	—
合計	194,508	—	—	—

当中間連結会計期間（2021 年 4 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	74, 810	—	—	—
売掛金	101, 487	—	—	—
合計	176, 297	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2020 年 10 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
長期借入金	—	13, 705	20, 100	6, 195
合計	—	13, 705	20, 100	6, 195

当中間連結会計期間（2021 年 4 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
長期借入金	—	16, 050	20, 100	3, 850
合計	—	16, 050	20, 100	3, 850

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループはホテル客室備品事業、ホテル開業支援事業及びホテル受託運営事業に関するセグメントによって構成されており、当「ホテル客室備品事業」「ホテル開業支援事業」「ホテル受託運営事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ホテル客室備品事業」は、主にオリジナルデザインのホテルアメニティ及び備品の企画販売を行っております。「ホテル開業支援事業」は、主にホテル開業支援のコンサルティング業務、PA 業務を行っております。「ホテル受託運営事業」は、ホテルの運営を受託し、リゾートホテル等の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報
当中間連結会計期間（自 2020 年 11 月 1 日 至 2021 年 4 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	ホテル 客室備品	ホテル 開業支援	ホテル 受託運営	計		
売上高						
外部顧客への売上高	278,994	9,632	193,149	481,776	—	481,776
セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,090	—	—	10,090	△10,090	—
計	289,085	9,632	193,149	491,866	△10,090	481,776
セグメント利益又は損失 (△)	△605	△20,810	12,184	△9,231	5,474	△3,757
その他の項目 減価償却費	526	133	286	946	—	946

- (注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額 5,474 千円は、セグメント間取引消去であります。
2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。
4. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2020 年 11 月 1 日 至 2021 年 4 月 30 日）

1. 商品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社JTB商事	83,826	ホテル客室備品事業
株式会社スーパーホテル	79,448	ホテル客室備品事業

(注) 売上高は、同一の企業集団（同社のフランチャイズ店含む）に属する顧客への売上高を集約して記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2020 年 11 月 1 日 至 2021 年 4 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2020 年 11 月 1 日 至 2021 年 4 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2020 年 11 月 1 日 至 2021 年 4 月 30 日）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

	前連結会計年度 (2020 年 10 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2021 年 4 月 30 日)
1 株当たり純資産額	137 円 32 銭	133 円 10 銭

（注） 1. 当社は、2021 年 2 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021 年 3 月 5 日付で普通株式 1 株につき 500 株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額を算定しております。

	当中間連結会計期間 (2021 年 4 月 30 日)
1 株当たり中間純損失（△）	△4 円 22 銭

（注） 1. 当中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2021 年 2 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021 年 3 月 5 日付で普通株式 1 株につき 500 株の株式分割を行いました。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり中間純損失（△）を算定しております。

3. 1 株当たり中間純損失（△）の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間連結会計期間 (自 2020 年 11 月 1 日 至 2021 年 4 月 30 日)
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△2,445
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(△) (千円)	△2,445
普通株式の期中平均株式数(株)	580,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（3）【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年7月30日

イヴレス株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 松 本 直 也
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 山 昌 一
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイヴレス株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年11月1日から2021年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、イヴレス株式会社及び連結子会社の2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年11月1日から2021年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。